

新潟市食品衛生責任者制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）別表第17第1及び新潟市食品衛生法施行細則（平成8年新潟市規則第4号。以下「施行細則」という。）に基づく食品衛生責任者制度について必要な事項を定め、円滑な運営を図ることにより営業施設における食品衛生の自主管理体制の確立を図り、もって食品衛生の向上を確保することを目的とする。

(食品衛生責任者の掲示)

第2条 営業者は、食品衛生責任者の氏名を食品取扱場の見やすい場所に掲示する。

2 前項による食品衛生責任者の氏名の掲示は、別記様式によるものとする。

(講習会)

第3条 施行細則第14条第1項第1号に規定する食品衛生責任者養成講習会は、公益社団法人新潟県食品衛生協会（以下「講習会受託者」という。）が開催する食品衛生責任者養成講習会（以下「養成講習会」という。）とする。

2 施行細則第14条1項2号に規定する「これらに準ずるものとして市長が認める講習会」は、次の講習会とする。

(1) 他都道府県知事等が行う又は適正と認める講習会

(2) 公益社団法人日本食品衛生協会又は講習会受託者が行う指導員養成のための講習会

(3) 講習会受託者が、平成10年4月の養成講習会制度開始時に既に食品衛生責任者であった者に対し、「実務講習会を4年毎に3回受講することにより養成講習会を受けた者と同等以上の知識を有すると認定する」として開催した講習会

3 施行細則第14条第2項第1号に規定する食品衛生責任者実務講習会は、講習会受託者が新潟県（以下「県」という。）の指導により開催する食品衛生責任者実務講習会（以下「実務講習会」という。）とする。

4 施行細則第14条第2項第2号に規定する「これらに準ずるものとして市長が認める講習会」は、次の講習会とする。

- (1) 新潟県調理師会が調理師を対象として行う調理師の再教育に関する講習会
- (2) 新潟県製菓衛生師協会が製菓衛生師を対象として行う製菓衛生師の資質の向上に関する講習会
- (3) 講習会受託者が主催する新潟県食品衛生推進大会又は地区食品衛生協会が行う食品衛生指導員研修会
- (4) 実務講習会受講対象年度の養成講習会並びに第3条第2項第1号及び第2号に定める講習会
- (5) その他
(養成講習会)

第4条 この講習会は、省令別表第17第1ロに該当しない者が食品衛生責任者の資格を得るために受講する。

なお、省令別表第17第1ロに該当しない者を食品衛生責任者として定めた場合は、その日から1年以内に、その者に受講させるものとする。

(実務講習会)

第5条 この講習会は、食品衛生法（昭和22年法第233号。以下「法」という。）第54条で規定する営業（法第68条第3項において準用する場合も含む。）における食品衛生責任者が食品衛生に関する最新の知見を修得するためのものであり、業態別に4年ごとに受講するように努める。この場合において、営業者が複数の業態を兼業している場合は、製造業、調理業、販売業の順により上位の業態において受講すれば足りるものとする。

2 実務講習会の業態区分は、次に掲げるとおりとする。この場合において、営業実態から次の区分によりがたいときは、実態に応じて区分を変更することができる。

- (1) 製造業 集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線

照射業，菓子製造業，アイスクリーム製造業，乳製品製造業，清涼飲料水製造業，食肉製品製造業，水産製品製造業，冰雪製造業，液卵製造業，食用油脂製造業，みそ又はしょうゆ製造業，酒類製造業，豆腐製造業，納豆製造業，麺類製造業，そうざい製造業，複合型そうざい製造業，冷凍食品製造業，複合型冷凍食品製造業，漬物製造業，密封包装食品製造業及び添加物製造業をいう。

(2) 調理業 飲食店営業及び法第68条第3項に規定する営業以外の場合で学校，病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（集団給食施設）をいう。

(3) 販売業 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し，調理された食品を販売する営業，食肉販売業，魚介類販売業，魚介類競り売り営業及び食品の小分け業をいう。

3 法第57条第1項で規定する営業における食品衛生責任者が実務講習会を受講する場合は，業態に応じて製造業又は販売業の区分において受講する。

(報告)

第6条 講習会受託者は，養成講習会又は実務講習会の終了後速やかに講習会終了報告書を市長に提出するものとする。

(実務講習会実施にあたっての事務処理)

第7条 保健所長は，講習の受講を円滑に進めるため，当該年度の実務講習会受講対象施設一覧を新潟市食品衛生協会長に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 現に食品衛生責任者として届出を行っているものは，引き続き食品衛生責任者としてみなす。

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年10月9日政令第123号）附則第2条，並びに食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年12月25日新潟県条例第51号）附則第2項及び第3項の規定による営業における食品衛生責任者の実務講習会業態区分については，なお従前の例による。

附 則

改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

The diagram shows a rectangular label with a height of 95mm and a width of 225mm. The label is divided into two main sections. The left section contains the text "食品衛生責任者" (Food Hygiene Responsible Person) in a large font, with "氏名" (Name) written below it. A rectangular box is provided for the name entry. The right section is labeled "受講証" (Attendance Certificate). Below the label, two lines with arrows point to the name box and the right section, with the labels "氏名記入" (Name Entry) and "実務講習会受講済み証の貼付場所" (Attachment location for the certificate of completion of the practical training course) respectively.

95mm

食品衛生責任者

氏名

受講証

225mm

氏名記入

実務講習会受講済み証の貼付場所